専攻科２年　航海コース　「海事法規」５月１２日　課題（海事法規（プリント５））

作成者：　松原　幸治

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

海上衝突予防法に関する以下の各問いに、参考書等を参考にして答えよ。

※印刷をできない場合は、ノートに問題を書写し、解答を記入しなさい。

問１　海上衝突予防法の「各種船舶間の航法」について、以下の各問に答えなさい。（第十八条）

（１）航行中の動力船が進路を避けなければならない船舶を４つ記せ。

（解答欄）

（２）航行中の帆船（漁ろうに従事している船舶を除く）が進路を避けなければならない船舶を３つ記せ。

（解答欄）

（３）航行中の漁ろうに従事している船舶ができる限り進路を避けなければならない船舶を２つ記せ。

（解答欄）

（４）運転不自由船及び操縦性能制限船を**除く船舶**は、どのような船舶の安全な通行を妨げてはならないか記せ。

（解答欄）

（５）喫水制限船の運転不自由船及び操縦性能制限船を**除く船舶**との航法を述べよ。

（解答欄）

（６）喫水制限船と運転不自由船及び操縦性能制限船との航法を述べよ。

（解答欄）

裏面につづく

問２　海上衝突予防法の「視界制限状態における航法」について、以下の各問に答えなさい。

（第十九条）

（１）レーダのみにより他船の存在を探知した船舶の航法を述べよ。ただし針路の変更の制限を除く。

（解答欄）

（２）レーダのみにより他船の存在を探知した船舶の航法において、その動作をとる場合に、やむを得ない場合を除き行ってはならない動作を２つ記せ。

（解答欄）

（３）視界制限状態における音響信号を聞いた場合等の措置について、保針できる最小限の速力に減じ、また必要に応じ停止しなければならない場合とは、どのような場合かを述べよ。

（解答欄）

（４）上記（３）の場合に船舶は、いつまで十分に注意して航行しなければならないか記せ。

（解答欄）

問３　海上衝突予防法の「灯火及び形象物」について、法定灯火の標示時期を述べよ。（第二十条）

（解答欄）

専攻科２年　航海コース　「海事法規」５月１２日　課題（海事法規（プリント６））

作成者：　松原　幸治

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

海上衝突予防法に関する以下の各問いに、参考書等を参考にして答えよ。

※印刷をできない場合は、ノートに問題を書写し、解答を記入しなさい。

問１　海上衝突予防法の「灯火及び形象物」について、以下の各問いに答えよ。（第二十一条）

（１）船舶が日没から日出までの間、表示してはならない法定灯火以外の灯火を３つ記せ。

（解答欄）

（２）マスト灯の定義を記せ。

（解答欄）

（３）舷灯の定義を記せ。

（解答欄）

（４）船尾灯の定義を記せ。

（解答欄）

（５）全周灯の定義を記せ。

（解答欄）

裏面につづく

問２　下記は海上衝突予防法の「視認距離」についての表である、空欄を記入して完成させなさい。
（第二十二条）

（解答欄）

長さ 灯火	５０メートル以上	１２メートル以上 ５０メートル未満	１２メートル未満
マスト灯		（ ）	
舷灯			
船尾灯			
引き船灯			
全周灯			

問３　海上衝突予防法の「灯火及び形象物」について、以下の各問いに答えよ。

（１）航行中の動力船の灯火を記せ。　（第二十三条）

（解答欄）

（２）航行中の引き船の灯火を記せ。ただし引き船の長さ５０メートル以上、曳航物件の後端までの距離は２００メートルを超えるものとする。また、連揚のマスト灯は前部とする（第二十四条）

（解答欄）